911.1
千

中臣親満著

[illegible]

東都 金花堂

手習新話序

習ふ事は学ぶ事にして世に書て
見るものあらはす事あるめり学ぶ
ほかのなき古学なるとさしてとも
なる人も其字をよくしる人も
其身にはこれをあきらかにせん
甚むつかしくためにあらはして書て
見るべきはしめの事を

教はいくつの字より出さるゝかと
あて伊呂波といふは此字多
米てんぶん書き給の時まのすく
又やいあふ是にまそれ書しを
言ふはたらん上へ書けり心あれ
此律もそれでんや此定まんとおもひてもいへ
為かりしと為もなかひとも給ひとも出ん
世の人は俗とかけていふべく汗簡

是は古語にして據もなくおほつかなし
多く漢字の意義より出たる事なり
てと称す文字は漢字此流に伊呂波をなし
是は漢音にいふ是の法にまします
重ねたる本字の又は文字の法の本義津
至へて手習もあるべし一と君意
為りの中に中にて親密なるものなり
とて其好意は全く習の学事

な書法なんどの名ある事は侍れど
こゝにまたそのかたち手習ふ体に[illegible]
婦女子なとし家の法をまなひ和歌をも
備へし仮名の如くしたるは手習ふ
ことし此説をさまなふにもかくこそと
以呂波歌の心を又之[illegible]揃へたる也
板に彫し[illegible]かくこそ[illegible]
内蹟[illegible]筆をもて[illegible]

書川集を此かくしたるし[illegible]
なすにかの歌観海の人の法式をも
[illegible]して傍和にもて[illegible]松家の
何のありて与清し留[illegible]

多々良定賢書

手爾乃江目録

兼題書躰　一丁ウ
御題短冊清書之振　二丁ウ　同作者名書やう　同
同小札の事　同
詠草書躰　三丁オ
堅詠草図　三丁ウ　折詠草図　同上
懐紙書躰　四丁オ
一首懐紙図　四丁ウ　懐紙ちらし振　五丁ウ
懐紙裏書の事　六丁オ　一檀紙の裁振　六丁ウ
懐紙畳振の事　七丁オ　懐紙書同書の事　七丁ウ
懐紙字配の事　同上　神家懐紙の事　九丁オ
位署書の事　九丁ウ　僧侶の懐紙端作　十丁オ
佛寺遊覧の懐紙乃事　十丁ウ　懐紙かさね振　十一丁オ
同輩の會懐紙乃事　十二丁オ　下輩の會懐紙の事　同

文撰の文辨　十二丁オ
傳侍の懐紙之辨　十二丁ウ
詩懐紙之辨　十三丁ウ
女房懐紙之辨　十四丁ウ
同清書やう　十五丁オ
同二首懐紙一首懐紙　十五丁ウ
同かさねのいろ目　十六丁オ
二首懐紙之辨　十七丁ウ
三首懐紙之辨　十七丁ウ
五首懐紙之辨　十八丁ウ
七首懐紙之辨　十九丁ウ
十首懐紙之辨　廿丁ウ
二十首懐紙端作　同三十首　同五十首
同百首　廿二丁オ

短冊書辨　廿二丁ウ

一字題短冊之辨　廿三丁オ
二字題三字題四字題短冊之辨　同ウ
短冊に姓名をかく事　廿四丁オ
かな題短冊之辨　同
かな句題短冊之辨　同
かな題に歪字のこと　廿四丁ウ
短冊に詞書をかく事　同
詞書多きにはちらしかくこと　廿五丁オ
短冊の端に読名をかくこと　同
釘かけ短冊かきやう　同
歌会の短冊書様　廿五丁ウ
短冊に上の字かくこと　廿六丁オ
かた分短冊かきやう　同
代筆の短冊のこと　廿六丁ウ
發句短冊かきやう　同
詩を短冊にかく事　廿七丁オ
短冊さらやう　同

附尾

懐紙書様の法　廿八丁オ
佳節懐紙端作の法　同
不祝の懐紙並様の法　同ウ
手あしく書自筆に出しと云法　同
短冊書様の法　三十丁オ
懐紙端作真字にかき候法　同
短冊上句下句のはなちの字をかく法　同ウ
歌会の図　卅一丁オ
色紙短冊寸法の法　同ウ
かな文に略字の法　卅二丁ウ
名簿の図　卅三丁ウ

美濃　中臣親満　著

歌乃懐紙と云乃なハ。清和乃御時よりありと。和歌物語り
いひつれど定のなかりしぞ。短冊と云名ハ日本紀ニ始てミえ。歌書ニ
おほくハ枕草紙台記などにもあれど。今の短冊と同じ物やなかりしぞ。褻
片仮名ニ歌書はしめたる 今様ニ。後宇多院乃御製にのこりきたりし宸翰乃
短冊ぞ有れ尓世ニ残りたれバ。彼御世なるより今にいたりひろまり
たり。中務卿尊良親王乃御子乃御息所乃家乃會ニ歌を短冊
尓かゝさしむと又ハ。等持院将軍尊公ハの褒貶の短冊ニ抜び
哀。太平記尓見えたれバ。其頃ハはや盛尓世尓もてはやせし

かくの如きハ常にやその道に於て何乃心もなきが是也。
心をしげ見そ熊見行くれバ書法とわざに定まり有て
歌をよむ人乃世にもてはやさるゝある事じゃ事にもなすらひかれバ
年頃あけ暮れおもむきし古人乃真蹟などをもとらめ写
或ハ縣居翁より後注ざく乃先達たちのものをも
かいならすべし。目やすきのみならず類をもつらねてやう
なりぬべきをもとむるハいとりなふせむよそ。

○兼題書體

凡和歌會を催さんとしてハ會に題を作者らにわたす也。
その書法五首十首廿首までハ短冊一枚に二行又ハ
を…むるなり廿首ならで多きハ短冊に及バざる
なれバ短冊ハ三行に折て二折の内に題を書よ。一折に左
右に分て會日と亭主乃名とを書也。

一首題ハ折目へかけてかくべし
松雪
來之日
基定亭

二首題ハ二行にかくべし一頭乃あまりぶハ嫌ふなり
梅有佳色
寄梅戀
來十六日
狹之亭

又一折に一題づゝかくこともあり
歳暮
河上鶴
來五日
摂津防亭

三首ハ三行にかくべし五首七首十首廿首など一紙なり
寒夜月
竹雪深
恭逢戀
來十日
基定

右乃如く書て三つに折。短冊を添て。杉原にて上包ミをして出し候。近世勧進乃短冊上包ミ。何懐旧何月某日取重などかくなり。更に無稽沿乃至りとなり。上包を白紙にして出さば。作者の名を書くべきなり。

源義隆

上包に題書　あるは図乃如く下の折　作者名をかくなり

略儀なり

かく乃ごとく作者名をかくなり

某懐旧書　何日取重　某

平家吉

又杉原にても短冊三折の寸法に折べく

短冊にも又は題を書もあり

是上方より題を出されし時の事也　我方より出す題ならば

私題
寄松祝　父家一七夫
何月何日取重　宗匠勧進

父祖父などの名を肩書するは不敬なり。やすくかくべし

○詠草書躰

詠草は竪詠草本儀なり。料紙は杉原を用ゆべし。或は折詠草あり。是は三折四折乃二式あり。其くは四折を用ゆ。書法は詠草一二行書。折は一二行七字ほどよる。或は折詠草は二枚かさね。宗匠へ一枚は草稿に用ひ。一枚は宗匠にて合点をうけ。後

摺合點

懐紙又ハ短冊ニ書ならば…
杉原一枚を二つに折又二つに折て書べし…上を…原をも重ねて…

尊鎮

竹不改色

春林たえぬ…代々…松…のかけに世…

通村上

白菊

…

我宿の…

十二字

十二字

七字

題多き時ハ図の如く河首

題　名

普通の堅詠ニハ図のごとく二行ニ書なり

題　名

○懐紙書躰

題　名

懐紙ニ一首懐紙。二首。三首。五首。七首。十首。十五首。二十首。三十首。五十首。百首。千首等の書式あり。季同書ニ上下の差別あり。女房。沙門。児の書法ハかはれることあり。料紙ハ杉原。引合を用ゆ。公家ニハ讃岐紙を引合を用る。寺家にてもちうる上…古今塵集ニ見えて。宮檀紙二枚を重ねて…

詠寄道祝
伊賀守平某

ちとせのさかえ人は
国よりもとめかねて神世
我すゑげしるし地国
まんよよろつ

三寸四分

なぞとへろつく
やとるべし

檀紙をもて下すなり
たて四つにたたみて綴る
なり。

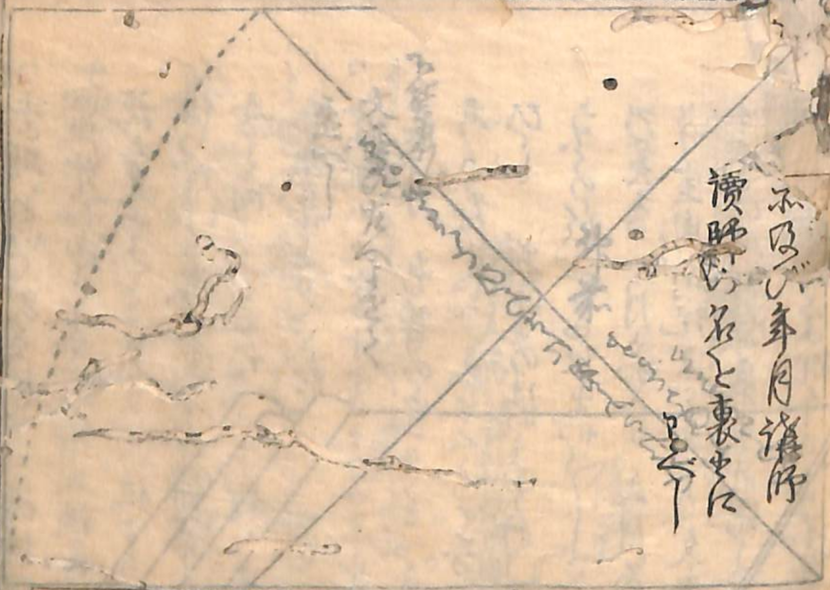

年月日　何亭
講師何
讀師何

○季同をやくおとゞハ其ころの位階ふありて定らる式ありたるハ
四位中将ふて余の時五位ふてありし侍従ハ季同ふ及ばざれバ
諸家文書ふとそよハ位より季宿をとくべし式ハ有主ハ
位いやしく共ふお懐帝と出らるゝをあらば其のよしを
含を同じく応るべし婦人ハ亭主と同姓するとさだめぐ
○字配ハ九字十字五字三字と配ぞべし然れども宿家
表月 色等の字ふとるべくそうらけ前の二字ハ富
あんたとんが山さくらなそるまるやうならん
ひらし 秋の清きらけ 松のさかえ
みどのいろ。字に出づるしこれらは 桜も那 楊柳
乃英色 月前字 又月前 晴南字。すべて書べしその
依け宣胤卿記ふ文亀二年正月廿五日 禁裏月次
会の時ハ懐紙等の事ハ第二ふとさるゝの
字を配字今日治不然。又末ノ三字ノ事不及苦労可為
三字と依之不然今日為廣
点多く封とゞく

春日同詠林竹不改色倭歌
権大納言藤原資胤
よゝをへてかはらぬ
千世の春もまた
那乃みどりの末遠く
栄えなむ。

いのちながく
たえず
ふ

○季同とやくするは其官の位階によりて定れる式なりたとへば
四位中将なるは会の時五位なるは侍従は季同に及ばじ
読る文季なとなりよしは位より季同をくだし或は其季の
位はやしてなり人の懐帋と出されあればその其の人の
会の間しく心得べし　なお亭主と同姓するとはかねてべし
言座紙に書くべしくたり
○字配は九字十字九字三字と配るべし　然れども宿家
表月　壱等の字配るべし　しかれば末の三字は書
あれたとへば　山さくらえが　たをやかなる風をのこらく
ひとく　秋末の流さらけ　軒のさくら花也やなくする
なとの花は　字ににがるしかれ左は　桜を那　柳柳ら
乃英色　月来字　又月為　背裏字　なし書べしこの
後花宣旨記さるえらり　文亀二年正月廿日　禁裏月次
会の時の懐帋等来き来せ第拾首新古和歌にはきらうるある
此はふるら　字配今日為不無然　又来三字事不知其家可為
三字ニ従ハ不能今日為廣く
吳彡多封よきとくあり。

春日同詠竹不改色

倭歌

権大納言藤原[illegible]

よろづよも　かはらぬ
その春の色に　ちよ
那乃みどりの　しるしを
竹もあれ。

此の會はそろはの中にかきつけたれ
[illegible]堅く詠み奉るべきなり。

○亭主同姓ならバ姓をかゝず。位階先ハ追あるは
本家あらバ。家僕分の
懐紙のごとくあるべし。

縫さしと名ハくさと名とを
二人の例もし其時ハ名と名と加へる。
ならん。

春日同詠祝言
和歌
中宮大夫實衡
いく千代もかはらぬ
めぐみ庭乃松枝し
緑哉そふ春あり
祈る心

○外宗ハ季の同じくて書き。位署外宗の外等の上闕
字あくべくの外何紙とも
端作の書さんあるべし。位官
兼官相並さ時ハ位姓名と
かきくだすなりたとへバ
從四位下行縫殿頭藤原朝臣
從四位守春宮亮源朝臣
虎朝　大江朝　平朝
などあるべし
○位署書式ハ四位五位ハ位訓
小臣く書ある時ハ位をい
おもハ官位をもん位名
く官卑くれバ位守官
とかき官高く位卑ハ

元日侍
宴同詠花
和歌
侍從從四位上行伊豫守源朝臣清

春日侍
太上法皇宴同詠梅
和歌并序
出羽守從四位下藤原朝臣

○佛寺遊覧の懐紙ハ
縁家よりハ出すべからず。
闕字ハ位署有ときハ及ばず。
季同ハ余花の人ハ公ハ
よるべし。又隣川日
涅槃ハ釈 西行上人忌日など
臨時ハ書しるし
かくとも書くべし。

冬日遊清光院詠山茶花
和歌
石上清岡

秋日遊海禅寺同詠紅葉
秋深 和歌
中臣親和

○親王ハ因とや〳〵たとへバ禁裏の御會を云ハ季同とかき
親王ハ同字とかき侍なれ。
時に云ハ親王のよみの
その格をよく取捨すべし。

春日詠水石契久
和詩
兵部卿道親王

春日同詠水石契久
和歌
左大臣藤基熙

○五人同業ならバ季同ざらんで。又季同じければ姓をかへし（く）。
或ハ同業ありて季同なれバ官がらうさ下業あれども、いへり。
○五業に揃へ時とれず。但し位牛くとも、揃子歌紙すぐれ此例にあらず。

詠梅交松芳　和歌

九条左信輔

花さきし峯の松が枝
浪来て吹ひくも
めぐみのみ春の
風の

詠梅交松芳　和歌

信輔

○書捨ハ、さもとまり折りを
懐紙ようち竪に書がちらし。
又ハ下のちりをもたるべし。
官位武あるにかぎらず。
ちらしかいそりてよし。
本立高位の藤氏なるべのならひなり。

毘新樹

為春

とりの音やまだ
き都(?)にのこりみて
木の葉もしげくら路

○僧徒ハ季同ハと書ニ不及たゞし。俗人の懐紙ハ一りよう書まざるが
ゆゑ也。官位の席ハ連るといへども。斟酌なしおよばざるなり。
なく僧綱ハ進ける官位をかくまうし。僧正前官の懐紙
などをくしるべし。

詠月前薄霧和歌

慈円

秋ハなほ残月とおもふを
はれくもりやハさでもつて
なほもとこそ有明のそら

詠菊花和歌

尭空

詠暁神楽和歌

沙門尭真

かみ〳〵君無窮ひかりが
ききそて照して其ひかり
かぜの声すみわたり
布古衛

家のまゝに老ての花ぞめ
こゝろあまり
かくれぬの花さかりや
雁来ぬ東路なり

○詩懐紙端作名書等の法ハ前懐帋ニおなじ絶句ハ三行
三字ニ書て韻字ハ上ニ出ス律ハ六行又字ニ書てむるすり字ハ八
字の三紙ニかけりく以ハ八分よくべし

夏日同詠草木
以榮為韻
[illegible]藤原朝臣資経

我后聖恩人識否遍覃
草木萬方平厥和再
奏金芝色者下三開
瑞斯葉大旱天氏風傳
盛德洽陽懸月彩長生
微臣夜老侍斯席悅矣
今宵雅頌聲

賦耕者東郊各分字
詩 探得韵 字
權中納言元長
天氣降和春雨濃平
田水蘸識年豊稔農
只在東郊舎耒耜将求
白髪翁

○女房懐紙ハやさしきを用ゆ。紙ハ円めずしてまきものゝやうにくるくる
ちらしかきにかきてあそばし。紙のうらへかへらぬやうに
心得べし。

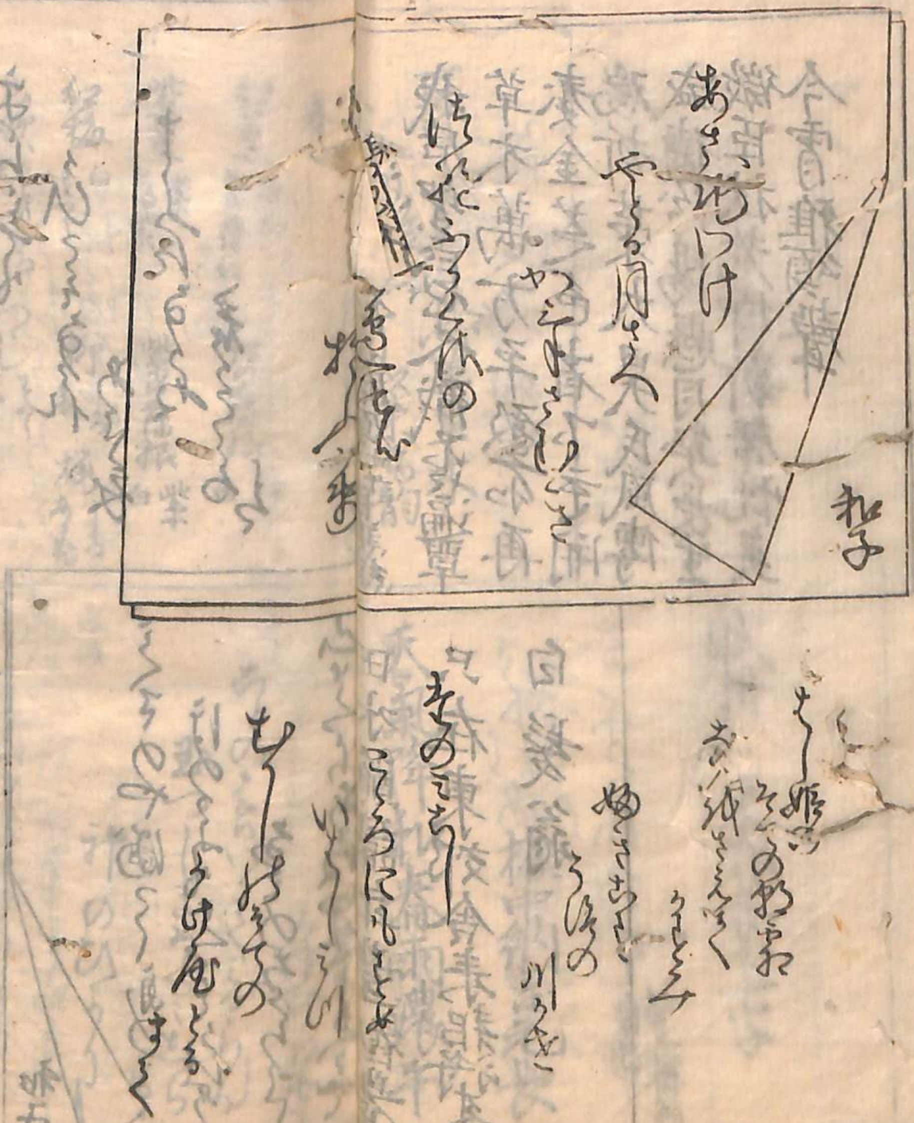

・女房懐紙ハ円めずしてまきて上巻とし、ぐるりを
紅白の水引にてむすぶべし。

綱子

松風は
きびしくて 山ざとの
桜の枝ハ
ちりやすし
ながらても
ひでりぞまされ
あさ衣
ましろなるらね
表ぞうる
る

○女房二首懐紙。同じのごとし
ちらしてかくべし。一首二首
ぜひ一紙に書てもよし
か女首ある紙と書くへし
ちらしをぜひする式之し
これをよく見合すべし。

○女房二首懐紙

くさのや浦てし身の
ほのかにもとぞうらやむ
なぞのちらして

和子

いかにもさなれ
ふるの白雲

あとのきよいつくるらん
玉つしまめくさちら
秋のひうり

春ハ
紅葉 表紅 裏薄紅 紅の薄様 紅 白
紫薫 表紫 裏紫 紫の薄様 紫 白
紅梅 白 表うら 柳 表しろ 裏あを 桜 表しろ 裏あか
山吹 表きいろ 裏あか つつじ 表あか 裏青
夏 秋ハ
卯花 白 表青 なでしこ 表あか 裏青
菊重 表白 裏白 白菊 表白 裏白 紅葉 赤 紅
冬ハ
白菊 表青 もし紅葉ハ 表黄 裏あか
ふるき菊 紫 表青
松かさね 表青 裏白 このほか梅桜藤萩菊重蒲萄菖蒲 其外数あり
かしこまりて 又季同 ふよみへきべし。

〇二首懐紙 もしつゞけ歌ハ一首と称すれバかたぶし其所ゟ懐紙の
ごとく書し て何も三行三字ニ書まじくらむ。然れども
称二首と書くさ
しるすべし
四行三字とかくべし。

冬日同詠二首和歌
正二位藤原資慶

冬月
冬ながらのこゝろさびしさ
まさるの後ぞ地しられのこゝろ
いろかをまし月の

懐旧
昔をこふるこゝろぞまさる袖を

二行七字ニ書く
十首ニぐ書す

冬日 崇徳院御影堂同
詠二首和歌 各五字一
折句上
従三位行右中弁藤原朝臣資康

菊
はかなしや枝のいろかさ
我久のこゝろ千年の月の
影をぞ見しぬ

懐旧
かきのしへの事こそあるらん
いましへとよの今ぞ忘れぬ
ゆかしくそあり

詠五十首和歌
秋夜
権中納言資隆
秋の夜やけしくふきぬ
たまくらの露のさむしろ
いくよ重ねつらむ

懐旧
かゝるやあはれ昔をこひ
しのびねにぞ袖はぬれつゝ
むかしのこゝろなり

○三首懐紙

秋日同詠三首倭歌

権中納言藤原實隆

菊契

一日をまつくれぬ花さへ小く
いくとせまつにならへるきく
まつらむかさらまし

惜秋

かへさんと心ありそらにうき
やすらひかりわしひつくしかく

(暮)

なき秋のけりのまつひ
さりとの秋をさきん関守
もせきるあらしよ

詠三首和哥

権中納言實隆

花

花ゆへにくるゝもけふをくし
かひなきものいのへやかなにの
春をたのみかさうやき

花下送日

名残なくちりゆくはなのかけるを
本のけふもかれなれぬる
かさらあふりと

落花合風

ちるとみる心の風をはなにかへ
あはれのまさきあはれはこそ
はるかなるさむらふ

○五首懐帋の
二段続ぶ
きし
並銭雑段よ一首
懐紙ハ三行字足。
二首三首ハ二行
其字ニ五首七首ハ
一紙ニ二行つゝ也。
十首より上ハ紙を
継ぐべしとも也
まさ類[illegible]

詠五首和歌
正二位資枝

柳露
佐ほひめのかたみ[illegible]
まつのやなぎの糸[illegible]
むすぼほれつゝ

橋
さかえ行なかれの一木よ
庭はうへともかたみその
かね楽ミいねか

こゝろしり[illegible]
あらためたる[illegible]
子哥
又よそ[illegible]
いまそこ[illegible]
三清[illegible]
慶賀
年[illegible]
[illegible]
国へをたゝし[illegible]

〇十首 情緒 二行の七字 おゝよ 云ふ経 [illegible] きゝ 七 と 七室 いまれ られ と 陰曲 行二 懐紙 八へねふ きろう

一日、詠十首

七夕月

七夕河

七夕草

七夕鳥

七夕獣

七夕衣

七夕竹

七夕糸

七夕別

七夕祝

陪水無瀬宮御前

十首心和歌

沙弥行二

水郷春

[illegible]

桜風

[illegible]

[illegible]月

[illegible]

海雁

[illegible]

松露

[illegible]

寄滝恋

[illegible]

一 初二六[illegible]城[illegible]政務[illegible]法名[illegible]。
室町将軍[illegible]
[illegible]
[illegible]脚の[illegible]
[illegible]
白河関の[illegible]。
[illegible]
[illegible]

浦松
[illegible]

思往事
[illegible]

神祇
[illegible]

一 [illegible]百首[illegible]二行[illegible]小[illegible]。

詠三十首和歌
春
尭孝

詠五十首和歌
春二十首
初春
栄雅
[illegible]

詠三十首和歌
契恋
尭恵

詠百首和歌
春二十首
立春
[illegible]

祝二八ー禄まて職すゐ故祝一の法名ハとく。
室町将軍より法名をくしくまり。
つらの詠風中ヨり飛鳥井や。
つくを奥のかさうり祝脚の傳の
まゝうしをりそ祝をもうりし
白河関の名と。
あすゞ木のそ白ヨける
鎌らやくりのに
しそりきい。

ひとりのみ我小まつとこ
名をりめくも手ヨみて
あろさゝのそら

浦松
浦つを浦もいつくの松
まとふ祝のうへや
あかさて乃こむ

思維中
たひとかふと聞ゆらん
しめゆるまつしと今ル
なあゝりきむ

神祇
世とりの君と祈く
くし乃歌相尓
神ハまちら尓

十首以上十首まて三十首廿首
百首くさ二祝小まくてまへし但まつ間
有此詠家ハいふ小同じ。

詠三十首和歌
春
堯孝

詠五十首和歌
春三十首
初春
栄雅
くもの春の名と乃ちらはあゝもくく
小松もちらしてもちくさく枝く

詠三十首和歌
和歌
堯恵

詠百首和歌
春三十首
立春
[illegible]

○短冊書躰

言座集ニ當座乃探題より乃歌ハ短冊なれバあかがやうに式あるべくもあらずとみえ又短冊ハ我名を異躰草乃字に書きて尾籠乃事なり實名などが見ゆるを指よといへりかくべしといへり又飛鳥井宋世自筆の状（畠山改長に贈る文より）短冊寸法の事。廣さ一寸八分長さ一尺一寸五分なり但長さハふたつさへく聊二分三分さしあげぐるしかるまじく廣さハさのミ違ひ不へからず又近世ハ短冊定まれる寸法なし時に随ひて来る事なれバ今よりて指に定めがたしとあり世間に為世形短冊すなハ御所短冊見えざる不分明なりにも記しもいべしあまたどれも後人臆説に參和して甚謬

短冊竪一尺一寸八分幅二寸とあり然るに後守多院宸翰

一寸八分　一尺　一寸　六分

還山

世をいとふ人のこころのおくのさとすミよハかくれ山ちかしさ名乃あれ

かく乃如し其外あまたあるべし更に定まれる寸法あるにあらず猶くハしき事ハ別にしるし

○一字題　墨法き

蕨

春やとり山乃奥ふかく

半字下り

此紀級目

あり上ハ指一ツ

首雲ハ上

第雲ハ下ろう

○二字題三字題なとハ一行ニかくべしやなり

尋花 [illegible]

夕暗雨 [illegible]

○四字題ハ二行ニかくなり

老後述懐 [illegible]

○五字四字五字の題ハ二行ニかくべし [illegible]

橘

五月雨

五月雨晴

春風 [illegible]

[illegible]

緒絶恋 [illegible]

雪中鶯 [illegible]

○[illegible]題ハちらし書也

[illegible]

○かな字句題もちらし書也

[illegible]

○一字題ハ二字ハかくなり

[illegible] 杜乃 [illegible] 枝ハ 字経

[illegible] 人句題ならバ五句[illegible] 一字づつ [illegible] 其を詠ずる

時ハ首のかしらに [illegible]

ゆきの雪 ハ

つき ハ

かはり ハ

ゆきの雪 [illegible]

けつ雪

○花鳥并宋世の状に [illegible] 書たるたんざくの上題 [illegible]

哉ハ其人の名又何まて凡ニ度事と詞書ちて常 [illegible]

[illegible] とあり

[illegible] 晴信

[illegible] 時鳥

[illegible]

二十首 [illegible]

又秋の [illegible] 三村の [illegible]

一 二 三 四 五 六 十

又詞書 [illegible]

[illegible]

○卦がけ経冊ハ金泥 [illegible] 上下に [illegible] あるをみあり

[illegible] 中の名をかく [illegible]

菊送　宴筆畊　九重にうつろふきくの花ならで千世の栄に咲匂ふらん　常一

或は平常のごとくにもうすめるもあり。歟阿沙弥

御よめさたる例あり。

秋　あしひきの山ほとゝぎすきかれぬとてなにかこの世にこゝろとゞめん　歟阿

○秋合の短冊ハ右をあけて書べし。是ハ判の詞をかくべき為なり。普通の短冊ハあけてかくにおよばず。或ハ短冊を糊つけてはぐ時あけてかくべしといへるもあり。其説にはならはず。

湖霞　西　古寺　千也　九重基理　元祐　同
春のあしたよりあらん五月雨の湖の水かさ　為尹

風破　旅泉
筆枕はらへはらばかられいく度かくの旅の寝覚の露　氏豊

●短冊ハ上の字がくてかゝず。足利将軍家の短冊なり。

一もとのおもひはあらんかくこゝろのこころざしの松　義持

○女房短冊ハ上句の下に二字ほどあけてかくべし。常のごとくかゝるも一説あり。宋説あれども御制札としてあるしくて、たゞ女房ハ自然とさるべし。短冊ハ重なるべし。下句を下げてかく。書るの一常の後とこそ。重載雑談にハ下句をさげて書る女房ハ少なし。

今もやふる龍田の山のかたちも織りいろ人百千織りし名

女房ハ名を裏にかくなり

和子

○代筆の短冊ハ図のごとく表に仮名の名をかき。裏に書手の名をかくなり

他者の名

定親書

○公家方短冊ハ一行に書べし

新樹

紅のはなちり葉なりやま木立　勝仁

○詩をかけ短冊のごとくかくべし

落花

時至園林富木濃　賞心賓始洛陽中
愛看雅客加吟興　連夜春風一朶紅　長維

○短冊うらやしハ図のごとし裏に書あるべし

此間指一寸ほどゆるべし

年月日　荷亭

水引にて綴べし

千載集序…

八雲御抄ニ云書様ハ首ノ内ハ三行三字ニかゝれども度々

五首ハ三行三首以上の三行と書りこれハ御製なれバ也

様と書れど更ニ公私ニ限らず不依法也しかし其外

乃かりしとも其れバ人ハ其の哉よりて行書ど

證也今ハ五首といへども二行七字ニ書る也

御製ニハ年号書ずとも哉入とも有る実例

貞宴白河院かくしめ給ふ寛治八月十五夜鳥羽殿池上月和歌

とも題其所とかく也

和歌題其所とハ八月十五夜於何々殿題詠もかくとしめ多とすり可ならし

と八雲御抄にみえたり。又は月を賞翫せらるゝかたにはまた
かくも移ひりあるべし 任ての様等語の法令もあるべし
不案内の人は法度ハ又甚なれバ。たゞ一トしきせの作
ならうべし。清輔朝臣の説をよく八雲御抄に載られハ。
若讀よあらく不案者ハ一紙をとゞめて封ずべし。
其上に或封 或ハ片名などすりとゞめ
無益雑談にも法度絶ゑ為ず。手跡の出来あしく歌乃し
六雲なれバ其の其しきたる事是非よしとも好
わろ敷家は性のくゝんなる所からく歌

[illegible]
いかゞしき多かるべけれバ。憑すれバ其の性かす
定家の末人の人を揃はる事なれバよくあやまりなく小倉色紙よ
仙者を存ずるの事は作者の名をとりたれバ。為家などのことは
世尊寺の家ハ手跡を本とすれバ。歌よみなくとも
あらひたれバよくもすくる事なき時ハその
なるべくものを心とれハ手を習ふ家の定家に
其ハ歌を本としてこれ共ちらバ。
定家の子孫ハ為富の家を
ある人我稽古に心がけ歌詠

短冊色紙ハ書ざまによりてなる寸法定らず。近世何人
の云ひおかれし寸法ぞ。当世形短冊御制の短冊。親王摂家
の短冊などぞ各定りたる寸法ありてもちひらるゝ也
まゝなるべし。秘傳口授なりといへども
の短冊ハかならずしも此法にかゝはらぬもあれバ。
こまかに説あるべきなり。書て類華などにいへど
おいてもかくと其寸法御制宸翰ハ竪一尺一寸八分横
二寸と。短冊寸法にいへる後土御門院宸翰ハ竪
一尺一寸五分。横一寸　分。又ハ竪一尺一寸五分横一寸
分。後　　院宸翰ハ竪一尺　寸　分横一寸八分。

後奈良院宸翰ハ竪一尺一寸七分横一寸　分。又
竪一尺一寸四分五厘横一寸二分。又竪一尺一寸四分横一寸
二分。又竪一尺一寸四分横一寸八分なるもあり。親王摂家
一門の短冊ハ竪一尺一寸横一寸六分と云。竹内良恕法親王
短冊ハ竪一尺一寸四分横一寸八分。尊純法親王短冊ハ
竪一尺二寸二分横一寸八分。近衛信輔公の短冊ハ竪
一尺一寸七分横一寸七分。信尹公の短冊ハ竪一尺一寸
九分横一寸八分なれども [illegible]
[illegible]
[illegible]

一宮にわたる寸法[illegible]

[illegible]

兼頂乃宮深田川御遊及給ひ高向の[illegible]

まつらせ御遊現[illegible]

[illegible]

人をあらそひ[illegible]宣風卿[illegible]

永正四年閏十月一日の作 自讃歌 古歌の香 基音卿 状[illegible]

也 寄歌

心あらば 君[illegible]

[illegible]

紙状云[illegible]

[illegible]京[illegible]建仁元年[illegible]

月[illegible]題[illegible]

待[illegible]乃[illegible]

君[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

さゝめかし。貴人の[illegible]の[illegible]とて[illegible]あかれ。又[illegible]
口[illegible]らん[illegible]いはと云れ[illegible]かるべきれば[illegible]詞へべからざる[illegible]
古人が我よわ貴き[illegible]文ハ論する[illegible]貴き
[illegible]人よ[illegible]時かならず我[illegible]書き[illegible]。
[illegible]二字をなして名に[illegible]とさくじ[illegible]もして
古今著聞集十訓抄。後二条[illegible]語。 新潟が[illegible]名字氏説
本朝俚諺抄[illegible]
この[illegible]。[illegible]諸国に[illegible]わたれし文書あるべし
[illegible]

上包の上書図の[illegible]
名字下[illegible] 弘貞

同[illegible]書[illegible]
佐夜[illegible]

表

信濃國佐久郡佐夜[illegible]村藤弘貞
一揆[illegible]十五騎

享禄三年三月十日 弘貞 [illegible]

図乃[illegible]書たる文[illegible]名[illegible]
たり[illegible]世に書[illegible]二字[illegible]
[illegible]に[illegible]国境[illegible]
[illegible]事[illegible]

そもそも此党乃友へぞ師乃君へ名序をたまはらん
らんハ。ちかくらぬ式よからふべきせよふさそ
文政の二年己卯のとしの
神無月はしめ[illegible]のひ
美濃国不破人井上[illegible]
しるす

姉ハきかふも然しきりも心ふれふうふ
諸女ハ[illegible]にてもまたうしき時ハあるや
論ハ是ハたらきなれども[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

うらてよりつ宿の霜やと見えくらん
しらぬ花の[illegible]ひ[illegible]んもつくし
やのりし[illegible]く[illegible]

藤原高遠[illegible]

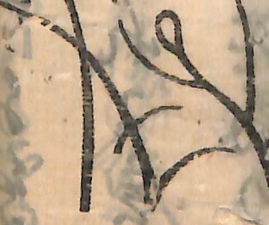

すまおやのこも[illegible]て[illegible]る[illegible]ふみ[illegible]
[illegible]く[illegible]も[illegible]し[illegible]ひ[illegible]
し[illegible]と色紙短冊[illegible]
[illegible]く[illegible]も[illegible]し[illegible]
[illegible]せは[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]の

まへにとのぬきさくよ中にの人めかし
松のもあるよはつかにみえて
ぞおよそにいひちらすものかはるらんとおもひや
給ふ人はそれおぼつかなのよ
さこそきこゆるも[illegible]

[illegible]